

平成 30 年第 3 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 30 年 9 月 19 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第 1 議案第 4 4 号  
設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 2 議案第 4 5 号  
平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）  
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 6 号  
平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 7 号  
平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 5 議案第 4 8 号  
平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
(文教厚生委員長報告)

- 日程第6 議案第49号  
平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第7 陳情第9号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び  
拡充を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第8 陳情第11号  
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第9 陳情第12号  
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第10 陳情第13号  
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市  
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第11 認定第1号  
平成29年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第12 認定第2号  
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
（決算特別委員長報告）
- 日程第13 認定第3号  
平成29年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第14 認定第4号  
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認  
定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第15 認定第5号  
平成29年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第16 認定第6号  
平成29年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
（決算特別委員長報告）

- 日程第 17 認定第 7 号  
平成 29 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 8 号  
平成 29 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 9 号  
平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 10 号  
平成 29 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 11 号  
平成 29 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 12 号  
平成 29 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 13 号  
平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 25 発議第 6 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書  
(追加)
- 日程第 26 発議第 7 号  
国の私学助成の拡充に関する意見書  
(追加)
- 日程第 27 発議第 8 号  
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

- (追加)
- 日程第 28 選挙第 1 号  
北設広域事務組合議会議員の選挙について
- (追加)
- 日程第 29 議案第 5 0 号  
工事請負契約の締結について
- (追加)
- 日程第 30 議案第 5 1 号  
工事請負契約の締結について
- (追加)
- 日程第 31 議案第 5 2 号  
平成 3 0 年度設楽町一般会計補正予算 (第 3 号)
- (追加)
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)
- 日程第 33 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)

## 会 議 録

開議 午前 8 時 59 分

議長 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、平成 30 年第 3 回設楽町議会定例会(第 3 日)を開会します。これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ 9 月議会定例会の最終日にあたりまして、全員の皆さん方に御参集をいただき誠にありがとうございます。

7 月上旬から 8 月中旬まで続いておりました猛暑が嘘のように 9 月に入ってから、毎日雨模様というような日が続いておりまして、このために小中学校の運動会ですとか、また稲刈り等、予定どおり進まなかった、延期がされてきたというような状況でもありましたけれども、やっとここへきて天候が回復してきたというような兆しでございます。こうして、これからは稲刈り等も順調に進んでいくのではないかというふうに思っております。

それでは議会最終日にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。定例会におきまして補正予算を提出させていただきました認知症カフェ運営事業の「よってみんなカフェ」でありますけれども、9 月 27 日木曜日に愛厚ホーム設楽苑で午後 1 時 30 分からこれが開催される運びとなりました。お茶を飲みながら話をしたり、また相談をし、またこうして交流を深めていただく場所でもありまして、お年寄りやまたその御家族、介護、また医療関係者など、そして地域住民の皆様方、ど

なたでも参加ができるということになっておりますので、議員の皆様方におかれましても、時間があればぜひ御参加をしていただければというふうにも思います。なお、今後につきましては、月1回の開催を計画をしているということで、次回は10月15日の月曜日に同じく愛厚ホーム設楽苑で行うというふう聞いております。

また昨日でありましたが、数え100歳以上、100歳以上というか98歳、99歳、また100歳、こうした100歳以上の皆様方のお宅を訪問をさせていただいて、お祝いの品を届けながら、またいつまでもお元気で長生きされますようということで、お話をさせていただいてまいりました。今年の対象者は、田口地区が4名、清嶺地区が2名、名倉地区で2名、津具地区が8名ということで、またほかに施設入所者の方々6名を合わせまして、22名の方々が対象となっております。こうした数で、多いということで、1日では回りきれなかったということで、9月26日にも訪問をさせていただくことと予定をしております。

次に、今年も名倉カントリークラブでの、ここの発展そしてゴルフ利用税の増加等に寄与するために、10月5日金曜日でありますけれども、設楽町長杯ゴルフコンペを開催予定としております。今年度は、私も皆さんと一緒にプレーをしたいというふうにも思っております、参加していただいたお一人おひとりに商品をお渡ししたいというふうにも思っております。議員の皆様方各位におかれましても、多くの御参加をお願いをするところでもございます。

今定例会では、初日の4日の日に台風21号が接近をいたしまして、上陸をするというような状況で、この地域にも影響を及ぼす恐れがあったということで、急きよ4名の方の一般質問のみで休会となりました。そして2日目に上程議案につきまして提出をさせていただき、通常定例会の運営と少し異なっておりますけれども、本会議また各委員会を通して補正予算、そして決算の認定など慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができました。皆様方にも感謝を申し上げる次第であります。

本日は、一般会計補正予算並びに工事請負契約の締結2件を追加上程をさせていただきました。定例会初日に上程をさせていただきました議案と合わせまして、慎重審議のうえ、適切なる議決をたまわりますようお願いを申し上げまして、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。平成30年第11回議会運営委員会の結果報告をいたします。平成30年第3回定例会第3日目の運営について、9月13日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会付託議案23件、議員提出は4件、町長提出は3件、継続審査申出が2件です。日程第1から順次1件ごとに上程します。日程第1から日程第10、日程第11から日程第23、

日程第 25 から日程第 27 は一括上程です。その他は単独上程です。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第 1、議案第 44 号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について」から日程第 10、陳情第 13 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 平成 30 年第 3 回総務建設委員会委員長報告をいたします。9 月 6 日、17 時 10 分から 17 時 15 分、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員 6 名全員と議会事務局長です。執行部は町長、副町長、教育長はじめ 7 名の課長さん方が参加されました。付託された議案 1 件を審議いたしましたので、審議の結果を報告いたします。付託事件は議案第 45 号「平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」総務建設委員会所管分であります。質疑は、地方交付税補正の減額について詳細を説明せよという質疑がありまして、財政課長から答弁がありました。財務となっておりますが、財政の間違いですので御訂正お願いいたします。すみません。質疑 1 件、討論なし、全員賛成、原案通り可決すべきものと決しました。その他はありませんでした。以上報告を終わります。

6 高森 おはようございます。ただいまお許しをいただきましたので、平成 30 年第 3 回文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。去る 9 月 10 日月曜日、午後 3 時 30 分から 4 時 32 分まで、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は委員 6 名全員、議長、議会事務局長、そして執行部では町長、副町長、教育長をはじめ 7 名の担当所長、課長に出席いただきました。付託事件 10 件を審議し、その審議内容を報告いたします。1 付託事件、(1) 議案第 44 号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について」、質疑 4 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。以下、質疑内容については記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。(2) 議案第 45 号「平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」、質疑 3 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しました。質疑内容は以下の通りでございます。御検討ください。(3) 議案第 46 号「平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決しました。(4) 議案第 47 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決しました。(5) 議案第 48 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案の通り可決すべき

ものと決しました。(6)議案第 49 号「平成 30 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものと決しました。(7)陳情第 9 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、意見としては「少人数学級とは何人から。」「いじめ・不登校はあるか。」の問いに関して、「30 人位から始まる。」ということと、「設楽町では少人数を活かした取り組みをしており、いじめ等多少の報告はあるが、学校内で解決済み。」ということでした。「定数改善は実態とずれているが、趣旨採択でいい。」という意見がありました。質疑 2 件、討論なし、賛成多数で採択すべきものと決しました。(8)陳情第 11 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、質疑 1 件、討論なし、正副委員長に一任ということで、賛成多数で採択いたしました。(9)陳情第 12 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、1 反対意見あり、反対意見は「例年通りであるから陳情は意味がない。」という反対でした。正副委員長に一任ということで、賛成多数で採択となりました。(10)陳情第 13 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について、「設楽町の助成は。」「年間 1 人 12,000 円。」、質疑 1 件、討論なし、「町独自の助成を行っているので不採択でよいのでないか。」という意見があり、採決の結果賛成多数で不採択となりました。その他なし。以上でございます。よろしくお願ひします。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 44 号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 44 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 45 号「平成 30 年度設楽町一般会計補正予算(第 2 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 45 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 46 号「平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 46 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 47 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 47 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 48 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 48 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 49 号「平成 30 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 49 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第 9 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 9 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 9 号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第 11 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 次の陳情第 12 号も同じような報告があったと思うんですが、「正副委員長に一任」というのはどういうことを一任されているのか。お尋ねをします。

6 高森 これ、言葉足らずで申し訳ありませんでした。実は意見書の作成を正副委員長に一任という内容ですが、先の文言が抜けてましたのでお詫びします。すみませんでした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 11 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 11 号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第 12 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 12 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 12 号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第 13 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 13 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 13 号は、委員長報告のとおり不採択となりました。

---

議長 日程第 11、認定第 1 号「平成 29 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 23、認定第 13 号「平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 13 議案を一括議題とします。本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 金田 平成 30 年決算特別委員会の委員長報告を行います。平成 30 年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。本委員会は、平成 30 年 9 月 6 日木曜日及び 9 月 10 日月曜日の両日にわたり、平成 29 年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、慎重審議しました。その経過と結果を報告します。

9 月 6 日、12 時 27 分から午後 4 時 57 分まで、総務建設委員会所管の審議を行いました。出席者は、町長、副町長、教育長はじめ役場担当課長の全員と議長、議会事務局長、委員 11 名全員であります。質疑は以下の通りです。

質疑、一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計 30 件で、議会費の質疑はありませんでした。総務費は 16 件、農林水産費は 7 件、商工費が 3 件、土木費では 1 件、消防費で 2 件、災害復旧費では質疑ありませんでした。公債費の審議では質疑なし、諸支出金の審議では 1 件。「歳入」に関する審議では、合計質疑 5 件。特別会計決算に関する審議では、田口財産区、段嶺財産区、名倉財産区、津具財産区ともに質疑はありませんでした。

次に、9 月 10 日、午前 9 時から午後 3 時 15 分まで、文教厚生委員会所管の審議をいたしました。出席者は、町長、副町長、教育長はじめ担当課長全員と、議長、議会事務局長、委員 11 名全員の出席でした。質疑の内容は以下の通りです。

一般会計決算の「歳出」に関する質疑では合計 37 件で、総務費で 3 件、民生費で 16 件、衛生費で 5 件、教育費で 13 件でありました。「歳入」に関する質疑はありませんでした。特別会計決算に関する質疑では、合計 11 件で、国民健康保険特別会計で 1 件、介護保険特別会計で 2 件、後期高齢者医療保険特別会計では質疑ありませんでした。簡易水道特別会計で 2 件、公共下水道特別会計で 6 件、農業集落排水特別会計及び町営バス特別会計、そしてつぐ診療所特別会計での質疑はありませんでした。

討論は、質疑終了後の討論で、一般会計決算を反対とする討論が 1 名、同賛成とする討論が 1 名で、本日举行うことになりました。

採決の結果、認定第 1 号「平成 29 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて」は、討論が賛成、反対ともに1名。本日举行します。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。認定第2号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、討論なし、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。認定第3号「平成29年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。認定第4号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第5号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第6号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。認定第7号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第8号「平成29年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第9号「平成29年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の採決しました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第10号「平成29年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第11号「平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の採決しました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第12号「平成29年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。認定第13号「平成29年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決しました。討論なし、全員賛成で可決すべきものとして決定しました。

その他はありませんでした。以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 認定第1号「平成29年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 御指名でございますので、討論を行います。私は2017年度、平成29年度一般会計決算の認定を不可とする立場から討論を行います。地方自治法第233条5項は「決算を議会の認定に付するにあたっては、主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならない」としています。このことから、監査委員会の審査が会計処理上の問題を中心に行っているのに対し、決算議会は住民の立場から見

て、1年間に実現された主要施策が「どんな意味を持っていたのか。」「どんな問題点をはらんでいるのか。」ということ明らかにし、その総括を次の予算議会に繋げていくことがその任務になっていると考えます。二元代表制のもとでは、執行部の説明を鵜呑みにし、現状を追認するだけでは議会の役目は果たせません。当初予算で私は、費用対効果が疑問の大型建設事業、貯め込み偏重の基金積立、重い町民負担の放置などの点をあげて予算に反対しました。残念ながら、今回決算を見る限りその意見は取り入れられず、予算の問題点は基本的に改善されてきていません。

第1に、歴史民俗資料館に120,000千円余、一体化の道の駅清嶺、仮称、に30,000千円という事業費を使ったが、この一連の事業は誘客の過大な想定に基づき、莫大な費用を注ぎ込もうというもので、費用対効果の点で問題であるという指摘を重ねて行うものであります。今年度、工事請負入札が不調に終わり、設計変更を踏まえた見直しを行っていますが、いっそう事業遅延による損失やこの費用対効果が問われようとしております。

第2に、基金積立は、当初予算で計上されていた減債基金、公共施設、総合管理基金への約90,000千円の一般積立はやめて、ほぼ利子のみの積立になっています。そして積立は、前年より大幅減になっていますが、これは積み立てるお金を暮らしや福祉予算に振り向けた結果ではありません。貯め込みの基金積立がなくなっているようにみえても評価できるものではありません。

第3に、その中で国保料は当初予算どおりの運営基金あるいはそれに替わる一般会計繰入をしていけば、引き上げ額を0円に抑えられました。介護保険料は、29年度は第6期の最終年度にもかかわらず29,000千円もの大幅黒字を出しています。引き下げ努力をせず、高い保険料を押しつけてきた結果です。福祉移送サービスは、遠方料金の負担が大きいことの解消を各方面が求めています。この年度では手をつけられませんでした。今後の努力に期待するものです。偕楽園の生きがい支援事業は廃止されましたが、その後の代替えの手当てがなされていません。学校給食の無料化は、小規模人口の自治体で広がっていますが、教育委員会は学校給食法を盾にとって実施を棚上げにしています。

あげれば切りがありませんが、29年決算は暮らし・福祉予算、暮らし・福祉・子育て支援を優先にした財政運営となっております。もちろん個々の施策では評価できるものもあるのですが、全体としての優先度が問題であります。以上から、今回の一般会計決算認定について不可とするものです。

また、国保、介護の特別会計決算についても、同様の理由で不可でありますので、討論は省略することを付言して一般会計決算の討論とします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

2今泉 それでは、賛成討論をいたしたいと思っております。平成29年度の一般会計の歳入、歳出決算、実質収支、財政運営の健全性、的確性など一般会計及び特別会計は、歳入総額約82億円、歳出総額約79億円、差引額約2億円であり、基金の増

額はいわゆる積立金ですが、前年度末の現在高約 46 億円、決算年度中の増減約 2 億円ですが、決算年度末の残高約 44 億円で推移しております。これは設楽町の事業のために必要な財源を一般会計に繰り入れしましたが、残高状況は概ね良好と認めます。これ以上基金を使うと、地球温暖化に伴い突発重大事故、災害等が発生した場合、資金不足に陥り町民の不安をあおることが懸念されます。

これら歳入歳出を 28 年度と比較すると減額しています。その要因は特に 30 年度への繰越事業、歴史民俗資料館、道の駅清嶺の建設工事契約不調が主な原因です。これらに関し設楽ダム建設に伴い、各路線付替道路、設楽町斎場建設、田口公共下水道などの大型事業の遅れが目立ちますが、財政健全化審査においては実質赤字額、将来の負担などもなく、実質公債費比率 28 年より 0.2%減り 8.9%。27 年度から 0.6%も改善されております。また健全化反対比率、実質連結実質赤字額もなく、財政の歳入、歳出の差である財政収支も改善されております。公営企業会計経営健全化にあっても、簡易水道、農業集落排水、公共下水道特別会計の資金不足もなく、また国民健康保険、介護保険も保険料が急激に上がらないように措置を講じると思われます。今後、設楽ダム関連事業が早急に執行され、健全で適切な将来に見据えた財政運営を営んでいくと思われます。

ただいま、田中議員さんから国保、介護保険のこととして余剰金など指摘がありました。指摘事項については一理あると思えます。国保、介護ともに 28 年と比較すると世帯数が減のわりには、保険給付率の増大がみられます。国保は、特に高額医療を備え、適切にし、次の保険料を算定する時に少しでも上がらないようにすることと、介護にあっては東三河広域連合に委ねてあり、余った資金があれば保険料を下げるができると思えます。いずれにしても、医療費の適正化に向けた取り組みや保険料の収納率向上などの事業運営の改善等をいっそうに推進し、財政基盤の強化を図るとともに、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するように町の姿勢を期待します。

また、突発的な事案に対応するためにも、財源の確保等余裕ある余剰金や繰越金が必要だと私は思います。しかし一部の物件などで精査すると、昨年同様、歳入部分では町税の不納欠損額、収入未済額、並びに歳出部門では不要額など気になる箇所も見受けられますが、町長以下関係課長も前向きに取り組んでくれると思えますし、町監査委員からも指摘事業がないと表明していますなど総合的に判断し、29 年度の決算は良とし、賛成討論とします。よってこれらの決算状況を鑑み、議員の皆さんの適切な判断を仰ぎます。以上。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第 1 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第2号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第3号「平成29年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第4号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第5号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第6号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第7号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第8号「平成29年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第9号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第9号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第10号「平成29年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第10号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第11号「平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第11号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第12号「平成29年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第12号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第13号「平成29年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 13 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 日程第 24「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは、設楽ダム対策特別委員会の報告をします。平成 30 年 9 月 12 日、9 時 57 分よりここ議場において委員会を開催しました。出席者は、委員全員、伊藤議長、そして設楽町からは横山町長ほか 7 名、設楽ダム工事事務所からは須賀所長ほか 13 名、愛知県豊川水系対策本部からは永田事務局長ほか 5 名の出席をもって行いました。最初に御挨拶をいただき、工事事務所また豊川水系からは近況を兼ねての御挨拶をいただきました。

1 所掌事務の調査、(1)「平成 30 年度設楽ダム事業の進捗状況について」は資料に基づき、設楽ダム工事事務所より付替道路関係、本体関連工事の施工の進め方、転流工工事等の詳細な説明をいただきました。質疑は 15 件でありました。(2)「水没地域内の伐採木の処理の状況と今後の活用方法について」は、設楽ダム工事事務所また澤田企画ダム対策課長から現在検討しているそれぞれの実証実験についてなどの説明を受けました。質疑は 10 件です。その他はありませんでした。なお、委員会の詳細につきましては、議事録を議会事務局のほうで保管をしますので参照してください。これで報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第 25、発議第 6 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」から日程第 27、発議第 8 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

6 高森 それでは発議関係の提案理由を説明いたします。発議第 6 号、平成 30 年 9 月 10 日、設楽町議会議長殿、提出者設楽町議会議員高森陽一郎、賛成者同河野清、「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)」でございます。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。提案理由、未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国

庫負担制度拡充を求め政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。意見書の内容は次ページに掲載しています。ごらんください。

続きまして、発議第7号、平成30年9月10日、設楽町議会議長殿、提出者設楽町議会議員高森陽一郎、賛成者河野清、「国の私学助成の拡充に関する意見書（案）」。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、国の私学助成の拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。意見書の内容（案）は次ページにあります。一読ください。

発議第8号、平成30年9月10日、設楽町議会議長殿、提出者設楽町議会議員高森陽一郎、賛成者同議員河野清、「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）」です。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、私学助成の拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものです。意見書の内容は次ページにありますので、一読ください。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

---

議長 発議第6号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第6号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 発議第7号「国の私学助成の拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第7号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 発議第8号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第8号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第28、選挙第1号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北設広域事務組合議会議員に高森陽一郎君、伊藤武を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました高森陽一郎君、伊藤武を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました高森陽一郎君と伊藤武が北設広域事務組合議会議員に当選しました。高森陽一郎君、伊藤武がここにいますので告知します。

---

議長 日程第 29、議案第 50 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 50 号「工事請負契約の締結について」説明します。本議案の簡易水道配水管更新工事 30-7 ですが、請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、工事請負金額を 78,624 千円として、落札者の吉川建設株式会社設楽営業所と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札にかかる参考資料を添付してありますが、9 月 7 日に 4 社による電子入札を執行し、税抜き 74,290 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 72,800 千円で、その落札率は 97.99%であります。工事概要につきましては、布設後 30 年を経過する長江地内の老朽化した配水管及び送水管を同時施工で更新するとともに、耐震管を採用することで震災時の安定供給を目的とする更新工事であります。施工位置図で示すとおり更新区間の総延長は 2,634.6m であります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 50 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 50 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 30、議案第 51 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 51 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事 30-8 請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、工事請負金額を 70,200 千円として、落札者の設楽建設株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札にかかる参考資料を添付してありますが、先ほどの第 50 号と同様、9 月 7 日に 4 社による電子入札を執行し、税抜き 66,760 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 65,000 千円で、落札率は 97.36%であります。本工事の概要につきましては、先ほどの 50 号と同様の配水管更新工事でありまし

て、更新区間の総延長は1,814.3mであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第51号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 高森 更新に関してはいいことですが、あと残り長江線に関しては予定する延長距離はどのくらいあると予定されているのでしょうか。この工事のほかに。

生活課長 今回の工事につきましては、町道と市長江線という町道の延長の中で2つの工事が行われておるものでありまして、この町道と市長江線のほぼ全線区間に更新工事を行うものであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第51号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第31、議案第52号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第52号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,851千円を追加し、予算総額を6,824,138千円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては、3ページの「第2表地方債補正」において田口特産物振興センター空調機更新工事にかかる起債限度額4,500千円を追加するものであります。なお、本定例会最終日の追加上程につきましては、初日に上程しました一般会計補正予算（第2号）の予算編成後、田口特産物振興センターの空調設備及び教育委員会優先のマイクロバスが故障し、補修不能または多額な費用を生じることが判明しましたので、急きよ補正予算（第3号）を上程させていただくものであります。

それでは歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書6ページ7ページをお願いいたします。5款農業水産業費1項2目農業振興費は、田口特産物振興センターの空調設備の故障によるもので、平成8年度の設置後25年経過により型式が古く代替部品の調達が困難であり、また今後暖房機能としても利用するため早急に設備を更新する必要があるため補正するものであります。9款教育費1項2目事務局費は、教育委員会優先のマイクロバスの故障によるもので、走行距離は51万kmを超え修繕に多額な費用を要する見積もりが出されましたので、修繕するに及ばないと判断し、本年度内は29人乗りのレンタカーで小中学生にかかる

事業に対応するため自動車借上料を補正するものであります。なお、車両の更新につきましては、12月補正予算または平成31年度当初予算で検討してまいります。

続きまして、歳入について説明します。説明書4ページ5ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金4目1節財政調整基金繰入金は、歳出の田口特産物振興センター空調設備更新にかかる町債を除く一般財源404千円に、マイクロバスの借上料947千円を加えた1,351千円を増額補正するものです。21款町債1項過疎対策事業債4目農林水産業債1節農業債は、田口特産物振興センター空調設備更新に要する費用に過疎債4,500千円を財源充当するための補正であります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第52号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第52号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第32「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第33「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成 30 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 21 分